

令和2年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月17日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度健全化判断比率について
- 日程第 2 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 1号 天神橋（Ⅱ期）補修工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 2号 いすみ市と御宿町における適応指導教室事務の委託に関する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 令和2年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和元年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 8号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 9号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 令和元年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 岡本光代君

2番 田中とよ子君

3番	市東和之君	4番	土井茂夫君
5番	立野暁広君	6番	藤井利一君
7番	貝塚嘉軼君	8番	高橋金幹君
9番	伊藤博明君	10番	堀川賢治君
11番	北村昭彦君	12番	滝口一浩君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	教育課長	吉野信次君
建設環境課長	渡辺晴久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	田邊義博君	会計室長	大竹伸弘君
代表監査委員	綱島勝君		

事務局職員出席者

事務局長	埋田禎久君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

また、3番、市東和之君から、会議規則130条の規定による帽子着用の申請がありました。議長において許可しましたので、ご報告いたします。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表幹事監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

また、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことでございまして、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政

の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、7月28日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。

結果及び意見につきましては、決算審査意見書の29ページのとおりでございます。

それでは、令和元年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページ、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、令和元年度は黒字決算であったことから、非該当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。令和元年度の連結実質収支は黒字のため、非該当となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和元年度決算においては4.7%となりました。前年度の5.4%と比較しますと、0.7ポイント減少いたしました。主な要因は、平成5年度借入れの上水道事業一般会計出資債や、平成15年度借入れの臨時財政対策債などの償還が終了し、公債費が減少したためでございます。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和元年度決算においては32.7%となりました。前年度の26.7%と比較しますと、6.0ポイント増加いたしました。主な要因は、少子高齢化等の社会背景により標準財政規模が縮小傾向であることに加え、令和元年度借入れの小中学校エアコン整備事業債等により地方債現在高が増加したことや、将来負担への充当可能基金が減少したことが挙げられます。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による税収の減額や、基金現在高の大幅な減少により、町の財政は非常に厳しい状況となっております。

こうしたことを踏まえ、このほかの財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要を的確に把握

し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第2、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度資金不足比率についてを議題といたします。

建設環境課長に報告を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより算定するもので、健全化判断基準同様、一定の基準に基づき、行財政上の措置を講ずることにより経営の健全化を図ろうとするものです。

資金不足比率の算定の結果につきましては、お手元の議案2枚目に添付してございますのでご覧ください。

流動負債額につきましては、翌年度企業債償還予定額や賞与引当金が計上されており、令和2年度から大型事業の事業債償還が開始されることから前年度より増加しましたが、流動資産となる現金預金や有価証券等の額が流動負債額を大きく上回ることから、不足が生じていないため、算定には至らない結果となりました。

今後も引き続き、経営の合理化や水の安定供給に努めてまいります。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第1号 天神橋（Ⅱ期）補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第1号 天神橋（Ⅱ期）補修工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は天神橋（Ⅱ期）補修工事の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

天神橋補修工事につきましては、平成29年度に作成いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和元年度から3か年計画で補修工事を実施しているものです。

令和元年度においては、橋梁上部の防水や舗装工事等を実施しており、今年度及び令和3年度は、橋梁下部のコンクリート補修や塗装工事を実施するものです。

天神橋は、高山田地先から大原台に続く町道0107号線に架かる橋梁ですが、今年度は橋の全長60メートルのうち、御宿町側、約30メートルの補修工事となります。

契約の方法は、指名競争入札により、令和2年9月4日に入札を執行いたしました。

契約の金額は5,698万円、うち消費税は518万円です。

契約の相手方は、住所、千葉県夷隅郡御宿町浜552番地、業者名、株式会社鈴木工業、代表取締役、鈴木篤でございます。

工期は、議決をいただいた日の翌日から令和3年3月25日までとしております。

説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第4、議案第2号 いすみ市と御宿町における適応指導教室事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第2号 いすみ市と御宿町における適応指導教室事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてをご説明いたします。

令和2年10月1日から、次の規約により御宿町の適応指導教室事務をいすみ市に委託することについて、地方自治法の第252条の14第1項の規定によりいすみ市と協議するにあたり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、事業内容についてご説明いたします。

適応指導教室でございますが、長期欠席をしている不登校の児童生徒を対象に、学籍がある学校とは別に市町村の公的な施設を用意し、そこで学習の支援をしながら、本籍校に復帰できることを目標に運営している教室でございます。ここに参加することは、学校への出席として扱われます。

次に、これまでのいすみ市適応指導教室が実施されてまいりました経緯でございますが、県からいすみ市に適応指導教室の実施についての要請があり、平成28年度から、国・県からの委託金を活用し、児童養護施設子山ホームの施設を借用し、事業を開始。近隣市町からも児童生徒を受け入れて実施してきております。

国の委託金は昨年度終了し、本年度につきましては、県からのみ委託金が交付され、事業が行われております。この県委託金につきましても、本年度で打ち切りの予定でございます。

施設の運営状況でございますが、元教員2名を会計年度職員として採用し、児童養護施設、子山ホームの施設職員2名がボランティア協力をしており、4名で週3日、施設運営を行っております。

このような状況の中で、昨年度、いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町、2市2町の教育長の会議で、この事業を必要な事業という認識の下、委託金が打ち切られた後も引き続き事業を

実施していきたいとの意見集約がなされ、事業の継続に向けた話し合いを各市町の教育部局で行ってきたところでございます。

各市町がこの事業を独自で行うためには、公共施設を準備し、講師を雇い入れなければならず、自治体それぞれが事業を行うには負担が大変大きい事業になります。2市2町が協力し、事業を運営できるこの適用指導教室は、財政的にも有益な事業運営でございます。また、この地域には予備軍となる児童生徒がおります。公的に実施している施設があることは、子どもたちの救いになると思われま

次に、費用面についてご説明いたします。

今年度、総事業費を404万7,000円としており、今年度につきましては、いすみ市が県の委託金91万9,000円のほうを受けております。残額の2分の1を2市2町で均等割、学校組合につきましては、いすみ市と御宿町で運営しているため、均等割から外しております。残りの残額2分の1を、児童生徒割分2分の1、実績割分2分の1とし、児童生徒数は前年度の5月1日現在のみ、実績数は前々年度の申込みを行った児童生徒の人数といたしました。

委託負担金としましては、本年度は、均等割のみ42万2,254円、児童生徒割分5万2,524円、実績割分のゼロ円の計47万5,000円となりますが、各市町議会の議決後の事業実施となるため、10月からの実施となりますので、本年度は月割り分として、6か月分23万7,500円となります。

次に、2ページからのいすみ市と御宿町における適応指導教室事務の委託に関する規約についてご説明いたします。

第1条は、趣旨といたしまして、一部の事務委託に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、この適応指導教室事務の管理、執行をいすみ市に委託する委託事務の範囲を定めるものでございます。

第3条は、委託事務の管理、執行に要する経費について。第2項は、経費の額、納付の時期は協議して定め、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を送付する旨を定めるものでございます。

第4条は、予算の執行といたしまして、いすみ市長は、委託事務の管理、執行に係る収入及び支出について、いすみ市歳入歳出予算に計上すると定めるものでございます。

第5条は、委託事務の管理及び執行に係る予算残額がある場合は、次年度に繰り越し使用するものとし、当該年度の出納閉鎖後、速やかに繰越金の生じた理由を付記した計算書の提出する旨を定めるものでございます。

第6条は、本事業の決算の要領を公表したときは、町長に通知する旨を定めるものでございます。

第7条は、委託事務の管理、執行について、連絡調整を図るため、連絡会議を開くことができる旨を定めるものでございます。

2ページから3ページにまたがり第8条は、委託事務の管理、執行について適用されるいすみ市の条例及び規則その他規程の全部または一部を改正しようとする場合は、あらかじめ通知する旨を定め、第2項は改正後の条例等を通知する旨を定め、第3項は、通知があった場合、直ちに公表しなければならない旨を定めるものでございます。

第9条は、委託事務を廃止する場合、当該委託事務に係る収支は廃止の日をもって打ち切り、いすみ市長がこれを決算する。決算により発生する剰余金等の処分は、協議により定めるものとするものでございます。

第10条は、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理、執行に関し必要な事項は、いすみ市長との協議により定めるものでございます。

附則1といたしまして、この規約は令和2年10月1日から施行するものでございます。

附則2といたしまして、町長は、この告知の際、併せて委託事務に関するいすみ市の条例等が、町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとするものでございます。

委託事務の負担につきましては、最初にご説明したとおりでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、各市町9月の定例会で規約を定め、委託負担金を補正予算に計上。議会承認後、委託経費負担の覚書を締結し、2市2町が協議事項及び規約を告示。いすみ市が千葉県に対し委託を受けた旨、添付書類を添付し届け出、10月1日から事業開始となる予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決をいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5、議案第3号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第3号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、県の補助を受け、町が実施する母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対する医療費助成の規定でございます。

今般、助成の方法が、従前の償還払いに加え、現物給付もできることとされましたので、本条例も同様の改正を行うとともに、一部文言の整理を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条3項は、県の規定との整合を図るため、「ひとり親家庭の父母等」の定義に1号を追加するものです。

第3号第1項第6号は、法律名の改正に合わせ、私立学校教職員共済法の名称を改めるものです。

第5条第1項中「国民健康保険法」は、直後に記載の「社会保険各法」に含まれますので、削除いたします。

第5号は、受給者期間の規定で、入院は入院時食事療養費標準負担額等、通院、調剤の場合は診療報酬明細書1件につき1,000円の自己負担でございましたが、3ページの別表のとおり、入院は1日当たり300円、通院は1回当たり300円、調剤は無料となります。なお、市町村民税均等割以下の世帯の自己負担はございません。また、これら受給資格者が負担する金額は、「受給資格者自己負担金」と呼称を改めます。

第6条は、助成の方法の規定です。申しあげましたとおり、今までの助成は償還払いで、受診の際に医療機関で医療費を支払うとともに、あらかじめ町から交付を受けた給付申請書に証明を受け、それを町に提出した後に助成金の支給を受けておりましたが、改正後は、申請により発行された受給券を医療機関窓口に提示するのみで、自己負担金以外の保険医療費は、審査支払機関を通じ、町に請求されますので、受給者が町に支給申請のため出向く必要はなくなります。

なお、本事業は千葉県医師会の協力により実施するものですので、県外の医療機関を受診した場合は、従前どおり償還払いとなります。

また、「医療保険証」の呼称を、正式名称である「医療保険被保険者証」に改めております。

2ページの第7条は、先にご説明いたしました「社会保険各法」に含まれる「国民健康保険法」の削除と、「保険証」を「被保険者証」に改めるものです。

最後に、附則でございしますが、施行期日を県と同じく令和2年11月1日とし、経過措置として、施行期日前に受けた医療に係る医療費等の助成金の適用については、なお従前の例によるものとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第4号 令和2年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第4号 令和2年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

このたび提案いたします補正予算の内容は、浄水場1号洗浄ポンプ用配管部更新に伴う増額及び県事業に係る配水管移設工事や、国補助金を活用し実施を予定しておりました導水管工事の計画見直しに伴う減額補正をお願いするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和2年度水道事業会計当初予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を改めるもので、収入支出それぞれ1,722万6,000円を減額し、収入予算、第1款水道事業収益の予算総額を3億4,645万6,000円に、支出予算、第1款水道事業費用の予算総額を3億4,294万4,000円とするものです。

第3条は、令和2年度水道事業会計当初予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を改めるもので、収入予算について3,198万2,000円を減額し、第1款資本的収入の予算総額を440万1,000円とし、支出予算について4,519万1,000円を減額し、第1款資本的支出の予算総額を9,355万6,000円とするものです。

なお、収入が支出に不足する額については、内部留保資金を充て、収支調整をいたします。

それでは、各項目の詳細について、事項別明細書により説明をいたします。

3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の上段、収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、3目県補助金の1,722万6,000円の減額は、本年度から令和5年度まで計画期間として、県が行う御宿駅前県道御宿停車場線の電線地中化工事において、当該路線の配水管の移設を当初本年度実施として予定しておりましたが、来年度以降に実施することと県の計画が変更になったことから、当該事業に係る事業費分について県補助金を減額するものです。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の10節修繕費1,353万円及び12節委託料369万6,000円の減額は、ただいま説明いたしました県事業について計画の見直しがあったことに伴い、関連する事業予算を減額するものです。

なお、水道管移設工事は来年度以降実施となりましたが、その他の電柱・電線地中化工事については、本年度から実施する予定となっております。

次に、資本的収入及び支出に関する補正予算について説明をいたします。

3 ページ中段からの資本的収入及び支出をご覧ください。

上段、収入、1 款資本的収入、3 項補助金、1 目国庫補助金の 1 節国庫補助金及び 2 節県補助金のそれぞれ 1,599 万 1,000 円の減額は、御宿ダムから原水を浄水場まで送水する導水管の耐震化事業を本年度から令和 4 年度にかけて計画していたところですが、より老朽化の進む浄水場から配水池までの導水管の耐震化を優先することとし、計画を見直したことから、当該事業に対する国・県の補助金、それぞれ事業費の 3 分の 1 に相当する額を減じるものです。

次に、支出でございますが、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目原水及び浄水費の 1 節工事請負費の 4,519 万 1,000 円の減額は、ただいま説明いたしました導水管路耐震化工事の見直しによる減額 4,797 万 4,000 円及び本年度実施する浄水場 1 号洗浄ポンプ更新工事における当初見込んでいなかった配水管部分の不具合が発見されたことから追加工事を行うため、278 万 3,000 円の追加をお願いするものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4 ページに計算書を添付いたしました。今回の補正に伴う移動や資金期首残高を決算見込額とし、期末の資金、5 億 6,930 万 4,880 円としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 4 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第5号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに3,154万円を追加し、補正後の予算総額を11億3,808万5,000円と定めるものでございます。主な内容は、認定関係事業における会計年度任用職員人件費の追加及び令和元年度の介護給付費等の確定に伴う精算でございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金273万6,000円は、令和元年度介護給付費の確定に伴う追加交付による増額です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金26万3,000円も、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う増額です。

5目その他一般会計繰入金26万1,000円は、認定関係事務における会計年度任用職員の人件費等の増額によるものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の2,828万円は、前年度からの繰越金を追加し、令和元年度の介護給付費等の確定に伴う国・県支払基金への返還財源とするものです。

以上、歳入予算として3,154万円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費の26万1,000円の追加は、認定関係事務における会計年度任用職員の人件費に26万1,000円を追加するものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の1,949万1,000円は、令和元年度の介護給付費等の確定に伴い、国・県支払基金へ返還するものです。

2項繰出金、1目一般会計繰出金1,178万8,000円は、令和元年度事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分として、町一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、歳出予算に3,154万円を追加しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

今回のこの補正予算の中に費目は入っていないんですが、このコロナ禍状況の中にあって、医療機関の受診者の受診控えが発生しているということがあるんですけども、介護保険において、4月からこの5か月間の間において、介護サービスの利用状況等について、把握していることがあればそれを、サービスの利用控えが発生しているのかどうか、それについてお聞きします。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） コロナウイルス関係でございますが、私どもで把握している限りにおきましては、認定審査の件数が、5月から8月にかけて、前年度より25件も増えております。事情をお伺いいたしますと、御宿に高齢のお父さん、お母さんがいらっしゃる、お子さんは他所へいる、すると、父母が心配なので、いつでも介護保険が使えるようにしておきたいというようなことから、認定申請をする人が増えております。従いましては、重度な方はおりませんので、認定されるのも要支援の1、2人程度の人ですが、その辺が顕著な例でございます。

また、その際に、ご心配されているのが、ひきこもりがちになっているので、その辺を何とかできないかということがありますが、コロナ禍ですので、介護予防事業などは、今のところ、全ての事業を止めております。お家でできる運動ですとか、メンタルヘルスの件ですとか、そういうものについては、介護予防事業に参加されている方に限っては、適宜、お知らせを送付し、また全員に保健師が電話連絡をしておりますので、コミュニケーションの取れない方は今のところいらっしゃいません。

また、介護保険ではない知り得る範囲内ということで、国民健康保険は、3月から7月の期

間も、外来が去年に比べて1,003名減っております。また、歯医者さんに行かれる方が同じく503名減っておりまして、調剤は351件減っています。これは受診控えではないかと推測される場所ですが、入院につきましてはマイナスの3件ということで、入院の必要な方につきまして、入院を控えるということは今のところないものと考えております。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第6号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第6号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医療体制の整備や新生活様式を踏まえた防災対策、教育環境や公共施設の整備、地域経済及び住民生活を支援するほか、中止が決定となった事業費の減額、また本年度の人事異動等における人件費の調整などの予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,519万4,000円を追加し、補正後の予算総額を46億4,400万3,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

14款使用料及手数料、1項使用料、4目商工使用料、2節町営プール使用料の1,300万円の減額及び6目教育使用料、2節社会体育施設使用料の20万円の減額は、それぞれ今夏に開設しなかった御宿町営ウォータープーク及びB&G海洋センタープールの使用料を減額するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節老人福祉費負担金の11万1,000円は、令和元年度介護保険低所得者軽減負担金の精算分を追加するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節住民基本台帳費補助金の347万3,000円は、戸籍及び住民基本台帳システムの改修費用に対する国の補助金を追加するものです。

5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,108万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施している各種事業に対する交付金を追加するものです。

5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金の204万6,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により臨時休業となった学校の再開等を支援するための学校保健特別対策事業費補助金で、マスクなどの購入支援分として4万6,000円、学習保障等支援分として200万円がそれぞれ国から補助されるものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節老人福祉費負担金の5万5,000円は、国庫同様、令和元年度介護保険低所得者軽減負担金の精算分を追加するものです。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、3節保健衛生費補助金の1万9,000円は、心の健康事業において実施する新型コロナウイルス関連事業に対する県補助金を追加するものです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の1,178万8,000円は、介護保険特別会計の令和元年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の743万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった事業費等の減額や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源更正に伴い、収支の均

衡を図るため、基金繰入金を減額し、対応するものです。

8ページをご覧ください。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の275万円の減額は、御宿町営ウォーターパークが開設されなかったことから、売店売上げ及びロッカー等収入を減額するものです。

以上、歳入予算に2,519万4,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款議会費から9款教育費の1節報酬から4節共済費までと8節旅費の各予算は、本年度の人事異動等に伴う人件費の調整や、会計年度任用職員の確定に伴う通勤費用弁償の調整などを行うための追加及び減額でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、17節備品購入費の7万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として、議場における感染機会を削減するため、飛沫防止パーティションを購入するものです。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、10節需用費の60万円は、老朽化により破損した須賀多目的広場のフェンスの張り替えを行うものです。

12節委託料の110万円及び15節原材料費の12万円は、御宿台区の法面樹木伐採業務における危険防止柵を設置するため予算を追加し、対応するものです。

17節備品購入費の54万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として、役場庁舎の入り口にセルフ型サーモグラフィーカメラを設置し、感染機会の削減に努めるものです。

6目防災諸費、17節備品購入費の689万7,000円は、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな避難所体制のさらなる強化に向け、セルフ型サーモグラフィーカメラや衛生面に配慮した簡易トイレ、トイレ用テント、ベッド等、防災備蓄品を追加購入するものです。

12ページをご覧ください。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、12節委託料の388万3,000円は、デジタル手続法の改正に伴い、戸籍及び住民基本台帳システムを改修するため、所要額を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費から12節委託料までの計122万6,000円は、ひとり親家庭医療費助成事業に係るもので、令和2年11月から開始される助成金の現物給付に対応するため、システム改修等所要額を追加するものです。

2目老人福祉費、27節繰出金の52万4,000円のうち、26万1,000円は介護保険特別会計における人件費の増額分として、26万3,000円は前年度における低所得者軽減の増額分として、それ

ぞれ追加繰り出しするものです。

3目心身障害者福祉費、22節償還金利子及割引料の501万3,000円は、障害児医療費及び障害児通所給付費等に係る令和元年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及交付金の150万円は、新型コロナウイルス感染症の影響下での出産となった家庭の経済的負担を支援するため、国の定額給付金の対象外となった令和2年4月28日から令和3年3月31日の間に生まれた新生児の保護者に対し、1人当たり10万円を支給するものです。

22節償還金利子及割引料の13万6,000円は、令和元年度子ども・子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴う国及び県への返還金です。

2目児童措置費、22節償還金利子及割引料の17万7,000円は、令和元年度児童手当県負担金の精算に伴う返還金です。

14ページをご覧ください。

3目こども園費、17節備品購入費の72万1,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、こども園の教室にオゾン脱臭機を配備するため、所要額を追加するものです。

22節償還金利子及割引料の4万5,000円は、令和元年度子どものための教育・保育給付交付金の精算に伴う国及び県への返還金です。

4目児童福祉施設費、14節工事請負費の330万6,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、御宿児童館のトイレ及び玄関の改修工事を実施するほか、御宿台中央公園内の老朽化した遊具を撤去することから、所要額を追加するものです。

17節備品購入費の36万3,000円は、こども園同様、児童館の各フロアにオゾン脱臭機を配備するため、所要額を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及交付金の651万5,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域医療体制の整備のため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ病院の病床確保について、夷隅地域の市町で支援を行うものです。

2目予防費、10節需用費の52万5,000円は、防護服やゴーグル、N95マスクなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する衛生資材の購入及び心の健康用パンフレットを作成するため、所要額を追加するものです。

3目環境衛生費、18節負担金補助及交付金の30万円でございますが、17ページに記載があります野生獣被害防止対策事業補助金で、住宅地における野生動物の被害防止策として、被害を受けている住民等が防護柵などを設置する際に、その費用の2分の1、上限1万5,000円を町

が補助するものです。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及交付金の300万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ水産業をはじめとする特産品の需要喚起を図るため、町内宿泊施設を利用した者に対し、特産品を用いたサービスを提供するなど、産業支援に努めるものです。

18ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、5目町営プール管理運営費の1節報酬から13節使用料及賃借料の計1,061万7,000円の減額は、今夏、御宿町営ウォーターパークを開設しなかったことから、運営費用を減額するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の397万8,000円は、御宿小学校に保管されている高濃度PCB廃棄物の処理の順番が回ってきたことから、その処理費用を追加するものです。

21ページをご覧ください。

18節負担金補助及交付金の23万8,000円は、県の補助事業として実施している夷隅郡市における不登校の児童生徒に係る適応指導教室について、県の補助期間が終了することから、引き続き適応指導教室を実施するにあたり、2市2町が負担することとなったため、所要額を追加するものです。

2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費、10節需用費のそれぞれ49万円と39万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として、消毒液やラテックス手袋、フェースシールドなどを購入し、学校内における保健衛生用品の不足に対応するものです。

また、17節備品購入費のそれぞれ463万1,000円と309万4,000円は、オゾン脱臭機やセルフ型サーモグラフィーカメラの配備など、新型コロナウイルス感染症予防のための学校用備品を購入するため、所要額を追加するものです。

2項小学校費、2目教育振興費、13節使用料及賃借料の59万4,000円は、3密を解消し、特別教室で授業を実施するためのネットワーク環境整備や、Wi-Fiルーターがない家庭ヘルパーの貸出しを行いオンライン学習に対応するため、所要額を追加するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及交付金の2万円は、新町子ども会の活動再開に係る補助金の増額です。

2目公民館費、12節委託料の44万円は、公民館排気口のコウモリ駆除及び消毒を実施するため、所要額を追加するものです。

17節備品購入費の19万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として、公民館入り口にセルフ型サーモグラフィーカメラを設置し、感染機会の削減に努めるものです。

5項保健体育費、2目体育施設費の8節旅費から15節原材料費の計413万4,000円の減額は、開設しなかったB&G海洋センタープールや健康運動指導教室など、中止が決定した事業費について減額するものです。

23ページをご覧ください。

17節備品購入費の19万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として、B&G海洋センター入り口にセルフ型サーモグラフィーカメラを設置し、感染機会の削減に努めるものです。

3目学校給食費、1節報酬の29万6,000円は、夏休みの短縮に伴い給食回数が増えたことから、給食調理員の報酬を増額するものです。

10節需用費の4万9,000円は、夏休みの短縮に伴う夏季調理業務に係る調理員の熱中症対策用消耗品を購入するため、所要額を追加するものです。

以上、歳出予算に2,519万4,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで10分間の休憩といたします。

(午前11時04分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

11ページの防災備蓄品購入費の内容について伺いたいと思います。

7月の臨時議会での補正予算では、テント200張を購入するということで検討されていましたが、今回の689万7,000円の内容を、先ほど企画財政課長からも簡単な説明がありましたけれども、具体的にどの程度の備品を購入されるのか伺います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、11ページの防災関係の備蓄品の内容の詳細でございます。

すが、先ほど田中議員さんからも今ご発言がありましたように、マスクと防護服、またアルコールのハンドジェル等を前回の補正予算でも計上をさせていただいたところです。これまで全て、過去の議会のほうでご議決いただきました補正予算については、全て執行をさせていただきます、購入を終えたところです。

今回、補正予算にご提案をさせていただいておりますのが、先の議会のほうからご提言をいただきました、例えば避難の際に何らかの形で補助が必要な方、ベッド等の購入等について中心として計上させていただいております。具体的には、避難所用の簡易ベッドを50台購入したいと考えております。内訳で申し上げますと、ベッド50台で約80万円。

また、避難所用のセルフ型サーモグラフィカメラ、これは人の体温をカメラでオートマチックに検知をしまして、体温の設定はできるんですけれども、基本的には37.5度以上の感知が出たときに、機械のほうから体温異常がありますというような音声での発声が出てくるような、オートマチックに体温を測定するものです。

また、前回の補正予算で、今、密を避けるために、間仕切りの簡易テントを前回200個購入させていただいておりますが、それを仮に一回使った場合に、やはり消毒等が必要になりますので、ひとつひとつ消毒をすると、やっぱり非常に負担がかかりますので、消毒用の噴霧器についても8台ほど購入をさせていただきたいと考えています。

また、毛布等については、既に備蓄をさせていただいておりますが、どうしてもやはり避難が、いざとなったときに、やはり順次使い回しというわけにはいきませんので、そちらのほうも100枚追加の購入を今回の補正予算でさせていただいたりということで、ご提案をさせていただいております。

また、台風等になりますと、どうしても停電とかが発生してしまう場合がありますので、避難所用として、しっかりと電源を確保できるように発電機が8台。発電機で、やはりこの中で大きい額ですので、具体的に申し上げますと、発電機8台で180万円ほどを予定してございます。

そのほか、扇風機についても、やはり換気をする際に必要ですので、大型の扇風機として16台。また、今、簡易用の感染対策用の、いわゆる避難所用のトイレも準備をさせていただいているんですが、トイレも、いわゆる外の空間から仕切るためのトイレ用のテントとして、14個購入を予定しております。

そのほか消耗品として、アルコールやゴム手袋、また避難所のスタッフが着用するガウン等の消耗品として、30万円ほどを併せて計上をさせていただいております。

内容につきましては、以上になります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

これに関連した質問をさせていただきたいんですけども、この9月に九州、沖縄方面で起きた災害でも、やっぱり同じように3密防止対策は取るということで、避難所の大幅な人員の制限が行われて、避難してもそこが埋まっているために、次の避難所に行くようにと指示されていたというようなことが報道されていまして。こういったことは、移動中に、また第二次災害に被害に遭ってしまうんじゃないかというようなおそれもあります。

御宿においても、避難所にテントを張って3密対策を取ると、当然、受入れの人員は計画上の、今までの計画上の収容人員のままというわけにはいかないと思いますよね。6月の定例会の堀川議員の一般質問にもありましたけれども、3か所内の避難所で3密を取った場合、241人の収容が可能ということで答弁をいただいているんですが、昨日、藤井議員からも一般質問をされて、その答弁の中で、課長のほうから、職員による訓練も行われますよという話もありました。BGの場合には、取りあえず80名ぐらいは収容できるんじゃないかということで、約300人強が御宿町全体ではあると思うんですけども、昨年の台風時に避難した人員から見ると、ぎりぎりか足りないかなというふうに思うんですけども、その状況の人数に対応するための検討がされるのか。

また、年々、台風も大型化していますよね。その中で、今までは避難しなかったけれども、これからは早めに避難をしますというような方々が増えています。耳に入ってきます。そういう場合の、早急な避難場所の確保の検討をどのように考えるのか。

もう災害はいつやってくるか分かりませんし、被災、事件は台風だけではなく、いろいろな災害も想定されますので、いろいろな面で、職員による模擬なんかの対策はされているというのは耳にしていますけれども、避難場所の受入れ人数、これだけ減りましたよとか、もしいっぱいになるようなときにはどこに避難してくださいよとか、そういう住民への周知、そういったものについて、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまご質問いただきました、まず避難所の収容の関係でございますが、昨年の台風の時には、合わせて、総務課のほうで集計をしている人数で申し上げますと、309名。昨年の10月の台風19号の際に避難をしていただいた方は、309名の避難者がいらっしかったです。やはり避難場所の内訳で申し上げますと、御宿中学校に242名の方が避難

をされております。いわゆる309名のうち、かなりの大多数の方が御宿中学校のほうに避難をされているような状況です。

今、田中議員さんからご指摘もございましたが、昨年までは可能な限り入るだけ入っていたではいたんですけども、やはりこういうコロナウイルス感染症の対策を講じた場合には、やはり一定の、いわゆる国のガイドラインに基づきまして、3メートル、3メートル、1区間9平方メートル当たりを一つの区画として、まず密を避ける形で配置をした場合には、御宿中学校で申し上げますと、130名から150名ぐらいまでしか入れないのではないかというふうに想定をしております。

そうした中で、全部B&G体育館までを想定しますと、9平方メートルで割り出しますと、単純計算ですが320名ほどが入れる計算にはなっておりますが、やはりそのまま避難を、オートマチックに住民の方の任意でお任せをしてしまいますと、集中する御宿中学校のほうでは、やはりあふれていってしまうことが想定されます。やはり指定避難場所として、旧岩和田小学校体育館ですとか布施小学校体育館も、効果的にきちっと収容人数に収まるように、ある程度コントロールをしていかないと収まり切れないような状況も想定されます。

そうしたことから、やはり避難所につきましては、あらかじめ避難所を開設する際には、議会の同意をいただきまして購入をさせていただきました間仕切りのテントを、もうあらかじめ全て避難所のほうに設定といいますか、設置をさせていただきましたして、テントのほうに番号を全て振ってしまって、来た方から何番のテントにお入りくださいということで、具体的にこの避難所はあと何個テントが空いているということ、避難所のスタッフが常に把握をできるような状況をつくった形で避難所の運営をしてまいりたいというふうに考えております。

この運営方法につきましては、職員の、いわゆる避難所運営の訓練等で何度かやらせていただく中で、職員にはそういう形で常にお願いをしまして、今そういう方向性レベルで共通の認識を持って、運営にあたりたいと考えております。

そうしたことから、やはり入り切らなかった場合に移動してもらったりしますと、田中議員さんご指摘のとおり、移動中の二次被害等も想定をされますので、例えば御宿中学校が一番先に埋まることが想定されますが、避難所のいわゆる充足率といいますか、どのくらい埋まってしまったかというものを、やはり開設した場合にも、順次メンバーと連絡を取り合いながら、必要に応じて、防災無線等で違う避難場所への誘導も明確にさせながら、できる限り速やかな運営を図ってまいりたいと考えております。

また、先の九州地方の大雨におきましては、やはりテレビ等の報道でも、避難所に入れなか

った状態で、やはり避難所が定員で入れませんよというアナウンスが、テレビの報道等でも流れておりました。

こうしたことから、やはり役場内部でも、防災班を中心にいろいろ議論をしております、また役場の課長会議でも、やはりいろんな防災の経験をした方たちも結構おりますので、そうした方からの意見もいただいて、やはり何らかの確保をしたほうがいいだろうということでは、内部でも話しております。一つの候補としては、当然のことながら、最終的には役場、保健センターの開放も一つの視野に入れたいという意見もありましたし、また学校等のその他のエリアについても活用していくことも想定としては挙げられます。ただ、コロナ禍の状況におきまして、やはり学校の教育施設ですので、子どもたちの授業にできるだけ影響をしないように、一定の場所で避難場所が、ある程度は収まれば、それに越したことはないと考えておりますので、今、把握をしていただいているようなアナウンスを併せて、効果的な運用に努めてまいりたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村君。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

21ページ、教育費の小中学校費のところでしょうか、オンライン教育というお話が先ほどございました。これまでの取組状況、それから今後の展望を含めて、詳細について説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） では、オンラインの学習についての説明をさせていただきます。

先の臨時議会等で、既に休業が終わってからの学習支援のためのソフト、教育委員での予算をいただきまして、それにつきましては既に活用が図られております。

今回、補正予算の中でお願いしているのが、Wi-Fiの御宿小学校なんですけれども、小学校内のネットワーク環境がもうちょっと必要だということで、特別教室棟とか、入りにくい部分がまだ残っていたということで、持ち運びもできるWi-Fiのルーターをリースで買って、それぞれ行く場所に持っていきながら活用を図りたいということで、今回補正をお願いしているところでした。

また、小学校の備品購入と中学校の備品購入の中に、現在、ソフト更新ができないのパソコンを使用して、先生方が授業をやっているところです。やはり、これは最低限の状況だと思うんですけれども、現在のコロナ禍を受けて、新しくカメラとマイク付きのパソコンを

入れて、リモートまでできるような形で対応していこうというところで、小学校8台、中学校5台のパソコンの購入の予算をお願いしたところです。

今後このパソコンを活用して、まず小学校については、授業参観をリモート用のアプリに、Zoomも活用して、まず取り組んでみようというところで、近々、準備でき次第やる予定で動いております。小学校につきましては11月に学習成果があるということで、そこまでには各保護者がどこにいても見られるような形で、学習成果の様子を配信するような予定で動いております。中学校につきましては、10月30日に、やはり学習成果発表報告を予定しておりますので、それを保護者向けに配信するというで動いておりますので、その準備が整いまして、やりますよということになりましたら、また議員さんの皆さんにもお声がけをしますということで、お知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

（午前11時43分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、市東和之君が所用のため退席いたしました。ただいまの出席議員は11名です。

（午後1時30分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第7号 令和元年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第7号 令和元年度御宿町水道事業会計決算について説明いたします。

初めに事業概要ですが、決算書11ページをお開きください。

3、業務（1）業務量の上段、イ、給水戸数ですが、年度末における給水戸数は3,845戸となり、前年度と比べ1戸増となりました。

内訳は、増となる新規加入が32件、開栓が45件で、合計77件。減となる給水の中止が76件となっています。

次に、ハ、給水量の表をご覧ください。

令和元年度中の給水量合計は、91万9,022立方メートル、対前年度比では1.17%の減となり、1日の平均水量は2,511立方メートルとなりました。

なお、総給水量91万9,022立方メートルのうち、南房総広域水道企業団からの受水量は34万7,235立方メートル、全体の約38%となっています。

人口減少、また生活様式の変化などから水道水の需要量も減少傾向にあることから、施設の更新については、引き続き優先度を十分精査するとともに将来の人口推計等も踏まえた中で、適切な施設能力を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、下段のニ、使用水量（有収水量）ですが、合計で84万7,277立方メートルとなり、有収率では92.19%となりました。施設の老朽化などにより有収率の維持が課題となってきましたが、各配水池における深夜帯の配水量変化の確認など、漏水の早期発見と迅速な対応に努め、有収率の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和元年度に実施した建設改良について説明いたします。

10ページをご覧ください。

中段、工事名（1）主要建設改良の概要ですが、こちらは資本的収支、いわゆる4条予算に係る主な支出について表にまとめたものです。

布施加圧機場電気設備等更新工事は、設置後27年を経過した加圧場の電気設備を管理してい

る制御盤を更新したものです。

1号ろ過池原水弁洗管及びろ材の更新工事は、原水をろ過し水道水とするための装置の能力を維持するため、3つのろ過池の更新を令和元年度から3か年計画にて行っているものです。

その他、県の立入調査により指摘のあった浄水方法の変更申請業務や、天ノ守加圧機場の残留塩素測定計の更新などを行い、合計で7,754万3,956円を執行いたしました。なお、こちらは税抜きの額となります。

施設の建設改良については、安全な水を安定して提供できるよう、施設設備の老朽化の把握に努め、優先度の高いものから計画的に更新を行っているところです。

続いて、経理状況について説明いたします。

2ページにお戻りください。

初めに、収益的収支及び支出の上段、収入についてですが、水道事業収益は3億3,327万4,137円となりました。内訳は、水道料金などの1項営業収益が2億3,600万5,031円及び町と県からの高料金対策補助金や償却資産に係る長期前受金の当該年度戻入金のみなし額などの収入である2項営業外収益の9,726万9,106円となっています。

給水人口の減や節水設備の普及、節水意識の定着などから、1項営業収益が約320万円減額となったことから、収益的収入全体では前年度比0.9%減となっています。

次に、支出ですが、水道事業費用は3億4,484万8,480円となり、前年度と比べ3.3%の増となりました。

1項営業費用の3億4,022万7,940円は、ダム・浄水場等の維持管理費、南房総広域水道企業団からの受水費、人件費や減価償却費などの支出であり、収益的支出全体の約98.7%を占めています。

2項営業外費用の462万540円は、企業債の利息や消費税の納付に係る支出となります。

3項特別損失、4項予備費の支出はありませんでした。

前年度比3.3%伸びた主な要因は、浄水場アスベスト除去や国の新水道ビジョンに基づく御宿町水道事業ビジョン及び経営戦略の作成、PR用ペットボトルの更新などを行ったことによるものです。

次に、資本的支出ですが、決算書の3、4ページをお開きください。

上段、収入の435万5,200円は、水道加入金の納付金額です。下段の支出は、9,427万5,026円となりました。

1項建設改良費の8,529万6,672円は、10ページにて説明いたしました建築改良費及び当該事

業に係る消費税等です。

2項企業債償還金897万8,354円は、企業債の元金償還額です。資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,991万9,826円は、当年度分消費税資本的支出調整額732万7,316円と過年度分損益勘定留保資金8,259万2,510円で補填しております。

続いて5ページをお開きください。

令和元年度の損失計算書について説明いたします。

なお、以降については消費税抜きでの記載としておりますので、ただいま説明いたしました決算報告書とは消費税相当分の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益は（1）給水収益と開栓手数料や設計審査料等の収益である。（2）その他営業収益を合わせ2億1,725万6,761円となりました。

2、営業費用は、水道水を作るための受水費や浄水場の維持管理費等を支出した（1）原水及び浄水費、浄水場から水道水を供給するための経費を支出した（2）配水及び給水費、水道料金や企業会計の運営等を支出した（3）総係費及び（4）減価償却費の合計で3億2,479万5,832円となりました。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は、1億753万9,071円となっております。

続いて、3、営業外収益ですが、定期預金や有価証券に対する受取利息及び配当金のほか、一般会計や県からの補助金、償却資産に係る長期前受金の当該年度戻入金のみなし額などの合計で9,499万8,938円となりました。

4、営業外費用は、企業債の利益及び消費税精算額で合計462万540円。営業外収益から営業外費用を差し引いた額は9,037万8,398円となり、営業外収支を含めた経常損失は1,716万673円となりました。

5、特別損失は、計上額がございませんでした。

この結果、令和元年度の損益計算書においては、純損失が1,716万673円となり、令和元年度未処分利益剰余金は3億4,893万6,089円となりました。

続いて、7、8ページをお開きください。

貸借対照表について説明いたします。

初めに7ページ、資産の部ですが、1、固定資産は、土地や建物、機械、設備等に係る帳簿上の残存価値であり、年度末有形固定資産の合計は26億6,578万4,165円となりました。

2、流動資産は、現金預金や未収入金、有価証券の合計で、10億1,159万365円となりました。令和元年度においては、資金の効果的な運用を図るため、新たに5,000万円分の有価証券を購

入しています。

以上、令和2年3月31日現在の資産合計は、36億7,737万4,530円となりました。

次に、8ページ、負債の部ですが、3、固定負債の企業債残高4億4,986万6,877円は、令和3年度以降に償還する企業債残高となります。

主な内容は、第3次拡張事業に係るもの及び浄水場中央監視設備等更新工事に係るものです。

4、流動負債は、1年以内に支払う負債を計上する科目であり、令和2年度中の企業債償還額や賞与引当金などの合計で2,549万6,112円となっています。流動負債については、令和2年度から平成28年度に借入れを行った浄水場中央監視設備等更新工事に係る企業債の元利償還が始まったため、前年度に比べ約1,000万円の増となっています。なお、企業債の明細については19ページに添付しておりますので、そちらのほうをご参照いただければと思います。

5、繰延収益は、償却資産に対する国・県補助金の残存額を負債として計上するもので、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を控除した額、7億9,837万1,152円を計上しています。

以上、負債の合計は、12億7,373万4,141円となりました。

続いて、資産の部について説明いたします。

6、資本は自己資本で17億3,572万9,000円です。

7、剰余金(1)資本剰余金は、過去に一般会計から資産編入された土地の評価額と、その他の資本剰余金の合計で、2億8,897万5,300円です。(2)利益剰余金は、減債積立金と令和元年度末の未処分利益剰余金を合わせ3億7,893万6,089円です。

資本剰余金、利益剰余金の合計は6億6,791万1,389円となり、資本の部合計は24億364万389円、負債の部と資本の部の合計は36億7,737万4,530円となり、先ほど説明いたしました、お隣7ページの最下段の資本合計と同額になっています。

続いて、資金の流れを示すキャッシュフローについて説明いたします。

14ページをご覧ください。

上段の業務活動によるキャッシュフローは、令和元年度純損失から減価償却や長期前受金戻入額など、現金の収支を伴わない科目などを整理し、4,653万4,727円となりました。

次に、中段の投資活動によるキャッシュフローについて、資本的支出の建設改良費7,761万4,156円の支出や、有価証券での資金運用額を3億円から3億5,000万円に増額したことなどから、1億2,361万4,156円のマイナスとなりました。

下段の財務活動によるキャッシュフローは、建設改良等の企業債償還に係る支出897万8,354

円が減となっています。

以上、令和元年度の現金の動きを表すキャッシュフローでは、収入に比べ支出が8,605万7,783円上回り、令和元年度末の資金残高は5億8,911万3,612円となりました。

続いて26ページをお開きください。

経営分析に係る指標となる数値についての前年度比較です。

中段、経営分析（2）ですが、1立方メートル当たりの水道料金を示す供給単価は、令和元年度は255.82円となりました。また、1立方メートル当たりの水を作る費用である給水原価は前年度から21.65円伸び388.79円となり、施設修繕に伴う営業費用の伸びなどから、供給単価と給水原価の差が広がっております。人口と水需要の減少、施設の老朽化への対応など、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にありますので、引き続き決算審査意見書にご指摘をいただいた内容を十分に踏まえ、経常的経費の抑制、適正な水道料金の回収に努めるとともに、今後、具体的な協議が行われていく用水末端水道事業の統合協議の進捗状況や人口推移などを注視しながら、老朽化施設の更新、耐震化の計画を進め、安全な水の安定した供給に努めてまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和元年度の御宿町水道事業会計決算につきまして監査報告をいたします。

令和2年6月23日、午前10時から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方公営企業法の第30条第2項の規定によりまして審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であるものと認められました。

なお、詳細につきましては令和元年度御宿町水道事業会計決算審査意見書によりご報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

水道事業会計決算についてお伺いしたいと思います。

まず、監査委員による決算審査意見書の8ページを見ますと、未収金については7,241万2,203円で、前年度に比べ633万9,383円増加している。水道使用料については、徴収率も年々減少している状況にある。徴収改正の強化を図り、未収金対策に引き続き努めていただきたいと思います。

決算附属書類の20ページ、地区別水道料金収益状況を見ますと、1戸1か月当たりの平均水道料金は5,090円となっておりますので、年間ですと1戸当たり6万1,080円になります。年間で換算すれば1,185戸の家が未収ということになります。負担の公平性ということを考えれば、監査委員の意見書のとおり、未収金の解消について徴収強化を図らなければならないと考えますが、今後どのような方策で取り組む方針なのかお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 今後の未収金の集金体制ということでございますが、水道料金の未納になる理由については、生活が苦しく仕方なく未納となってしまう方、使用料についての支払いの意識の薄い方、また別荘等を使用しなくなり未納金が発生する事案など、様々ではございますが、徴収については未納者リストから臨戸徴収や電話催告などを行い、未収金が嵩んでしまっている方には分納等のお願いをしているところです。また、納め忘れなど納期期限到来後に未納がある方に対しましては早期にご連絡をし、新たな滞納の発生がないように対処しているところでもございます。

今後についてですが、コロナ禍ということで今後の経済情勢もこれまで以上に不透明であり、未納金への対処も難しくなることも考えられますが、審査意見書にもございますが、引き続き未納者との接触機会を増やすなど、状況を十分に把握した中で粘り強く未収金の縮減に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋君。

○8番（高橋金幹君） 今までと同じ方法では、未収金は年々増加していくというふうに考えます。きちんとした徴収体制をつくって、未収金の削減・縮小に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村君。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

同じく意見書の中で、有収率1.08ポイントの減ということで、ちょっと1年の間に落ちる数字としては少し大きいのかなと思ったんですが、もしお手元にあったら、ここ近年の傾向というんですか、どのくらい落ちているのかというのが、もし分かれば教えてください。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 有収率につきましては、平成29年度、こちらのほうが1番よくて96.44、昨年度が93.27、今年度が92.19ということになって、徐々に下がってきているところですよ。

漏水や、お金にならなかった水道というふうな形になりますので、漏水等メーターを通さない水道の量が徐々に増えてきている。例えば原因としては、消防・火災とかの消火栓の使用、そういったものも有収率の低下の原因になるものとは考えておりますが。また、母数ですね、水道の使用量自体が徐々に減ってきておりますので、そういったことも一つの原因なのかなというふうには捉えているところです。

有収率は、効率的な会計運営を行う中で、こちらのほうは重要な指標となりますので、漏水の、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、早期発見と迅速な対応についてできるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第8号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支でございます。

決算書の25ページをお開きください。

令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億7,979万9,993円、歳出総額10億7,540万5,558円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億439万4,435円の黒字決算となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額でございます。

令和元年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の9ページをご覧ください。

国民健康保険の加入者は年度末現在で2,452人、加入世帯は1,565世帯となりました。町全体の人口減少に加え短時間労働者の社会保険適用範囲の拡大などにより、近年、加入者、世帯数はともに減少が続いております。

町の人口全体に占める国保加入率は、前年度比0.5ポイント減の33.3%となりましたが、高齢化の進展により65歳以上の前期高齢者では54.5%となっています。また、全世帯に対する加入率は42.5%となりました。

国民健康保険制度は、平成30年度から市町村とともに県が財政運営の主体となる広域化が開始され2年目となります。広域化による財政安定化運営というメリットを生かし、より計画的な財政運営を行うとともに、各種健康診査や保健事業の充実、また保険税の収納率向上など、医療費の抑制や負担の公平性の確保に努めてまいります。

次に、決算概要の6ページ、上段の表をご覧ください。

初めに歳入でございますが、1款国民健康保険税は、1億9,534万4,000円。前年度比2,068万8,000円、9.6%減です。減額の理由は、加入者の減少及び応益の保険税率の引下げや加入者の所得の減少によるものです。徴収率は現年度分で92.76%、過年度分は12.68%でございます。

2款使用料及び手数料の11万円は、国保税の督促手数料です。

3款県支出金は7億8,878万8,000円で、前年度比3,525万円の減です。減額の理由は、保険

給付金の支出の減少によるものです。

4 款繰入金は6,837万6,000円です。繰入金の内容については、職員給与費等繰入金や出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金のほか、低所得者に対する保険税の軽減分等に対する国・県・町の法定負担分を繰り入れたものです。減額の主な理由は、応益割税率の引下げにより保険税軽減分の繰入金が減額となったものです。

5 款繰越金は、平成30年度からの繰越金で1億1,807万9,000円、前年度比5,126万円の減です。

6 款諸収入は、交通事故などの第三者行為による返還金や医療費の請求誤りによる返還金で、866万3,000円です。第三者行為による返還金が前年度を上回ったことなどから、312万7,000円の増でございます。

7 款国庫支出金は44万円です。国保システム改修費の補助金です。

以上、歳入総額は11億7,980万円、対前年度比1億1,043万円の減となりました。

次に、歳出でございます。

6 ページ下段の表をご覧ください。

1 款総務費は1,482万5,000円で、前年度と比べ166万2,000円の減となりました。総務費は、国保担当職員の人件費のほか、企画管理や保険税徴収等に係る経費が主な支出内容です。

2 款保険給付費は7億7,231万円で、前年度比3,834万円の減となりました。医療費の保険負担分である療養諸費は6億7,221万6,000円で、被保険者の減などから前年度に比べ3,196万5,000円の減となりました。また、被保険者が負担限度額を超えた場合に支給する高額療養費は9,845万3,000円、前年度比560万円の減。出産育児諸費は84万円で82万4,000円の減、葬祭諸費は80万円で5万円の増となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費等の見込額を基に、県が各市町村の医療費や所得水準、国保加入者等に応じて納付額を示すもので、町国民健康保険税の必要額を算出する基準となるものです。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計で2億7,432万6,000円、前年度比772万2,000円の増でございます。

4 款共同事業拠出金はゼロ表示となっておりますが、被保険者年金の受給者リスト作成事務を行うため、国保連合会へ70円支出をしております。

5 款保険事業費は1,356万4,000円、前年度と比べ316万3,000円の増です。人間ドック助成事業や特定健診、保健指導などの経費となります。特定健診の受診者数は738人、受診率は1.8ポイント増の34.1%となっております。また、特定保健指導の受診者数は、昨年度の17人から33人

となり、受診率は12.5ポイント増の28.2%となっております。

6款基金積立金はございません。

7款諸支出金は38万1,000円となりました。過年度分保険税の還付金等です。減額の主な要因は、広域化により前年度医療費確定に伴う国庫金等の精算事務がなくなったことによるものです。

以上、歳出総額10億7,540万6,000円、対前年度比9,674万5,000円の減でございます。

また、決算概要には、2ページから4ページに歳入歳出、各款ごとの決算の概要、また5ページから決算及び国民健康保険に関する各数値の過年度からの推移等について資料として添付をしております。

以上、御宿町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明をいたしました。決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。なお、本決算につきましては、9月2日に開催されました国保運営協議会において承認をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和元年度御宿町国民健康保険税会計の歳入歳出決算の監査を、報告をさせていただきます。

令和2年7月28日及び29日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚議員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は適正であるものと認められました。

なお、詳細につきましては、令和元年度御宿町国民健康保険特別会計決算審査意見書により報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてお伺いいたします。

国民健康保険税の不納欠損額に671万7,300円が計上されていますが、平成30年度は299万

1,116円でしたので、前年度比372万6,184円の増加となっています。不納欠損するにはいろいろな理由があるかと思いますが、どのような理由で不納欠損としたのか、その理由と件数について、何件なのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 国民健康保険税の不納欠損についてお答えいたします。

令和元年度におきましては、今ご指摘のとおり671万7,300円を不納欠損しております。総数、件数では37件でございます。

適用法令ごとの詳細につきましては、地方税法第15条の7第5項、滞納処分することができる財産がない者で徴収することができないことが明らかであるとき、徴収金を納付する義務を直ちに消滅させたものが6件、160万5,500円。地方税法第18条地方税の消滅時効、法定の期限の翌日から起算して5年間納付のないもの31件、511万1,800円ございました。

このほか、欠損する理由としまして、地方税法の第15条の7第4項、滞納処分することができる財産がない者で滞納者分の執行停止をし、その停止が3年間継続したときは徴収金の納付義務が消滅する規定がございますが、令和元年度におきましては該当はありませんでした。

処分にあたりましては、財産調査を実施し面談による生活実態を把握した上で、無財産、生活困窮、所在だとか財産不明などの理由を見極め、資力のない者について執行停止の判断を行っていますが、今後におきましても、法に基づき適切な処理を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋君。

○8番（高橋金幹君） 繰越し分の徴収率が、令和元年度が12.7%、平成30年度が13.4%であることから、前年度比0.7ポイントのマイナスとなっております。徴収率を上げないと、不納欠損額は年々増加していくかというふうに思います。督促状や催告状の発布はもちろん、口座振替の促進、分納誓約など、方法はいろいろあるかと思いますが、滞納整理にあたっては、税務担当だけでなく全庁体制で取りかからなくてはならないと考えますけれども、その辺、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 税の徴収体制の強化についてのご質問でございます。

現在、国民健康保険税の徴収につきましては、税務住民課と保健福祉課で徴収を実施しておりますが、介護保険料や水道料を徴収する各担当と協力し横断的な徴収も行っております。

全庁体制での取組につきましては、自主財源の確保の観点からも効率的な徴収体制を精査し

まして、実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第9号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第9号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算趣旨ですが、決算書の11ページをお開きください。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額1億5,083万1,870円、歳出総額1億5,059万5,470円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は23万6,400円の黒字決算となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額の23万6,400円でございます。

令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の3ページ、下段の表をご覧ください。

後期高齢者医療費国費保険者の加入状況は、75歳以上の加入者は前年度から13人増え1,934人、65歳から74歳までの重い障害のある方の加入者は前年度から増減はなく10人、合計で

1,944人となり、高齢化の進展から加入者は増加傾向ある状況でございます。

次に、歳入歳出決算、各款の主な内容について説明をさせていただきます。

上段の表、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は1億1,948万4,000円で、加入者の増などから前年度比較572万1,000円、5%の増となりました。このうち、現年度分保険料は1億1,921万円で、構成比は特別徴収分が67%、普通徴収分が33%です。

2款使用料及び手数料は5,000円、保険料の督促手数料です。

3款繰入金は3,080万4,000円、前年度比0.6%の減です。低所得者の保険料軽減額に対する保険基盤安定繰入金や保険料賦課徴収などの事務費に対して、一般会計から繰り入れたものです。

4款繰越金は前年度からの繰越金で、21万7,000円です。

5款諸収入は32万1,000円で、延滞金及び過年度分保険料の歳費還付に対して、広域連合から返還されたものです。また、国庫支出金は、平成30年度に保険料軽減制度の改正に伴う電算システム改修委託費として全額が国から補助されたもので、令和元年度はございません。

次に、歳出ですが、1款総務費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収等の事務費で45万8,000円です。平成30年度は、保険料軽減制度の改正に伴うシステム改修委託があったことから、前年度比80.9%の減となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,984万7,000円、前年度比3.7%の増です。内訳は、保険料負担金が対前年度比5.1%増の1億1,929万9,000円、過年度分の精算分が26.7%減の20万7,000円、低所得者等の保険料軽減分を負担する保険基盤安定繰入金が0.9%減の3,034万6,000円でございます。

3款諸支出金は、所属構成等により過年度分保険料の構成に伴う還付金と還付加算金及び事務費精算による一般会計へ繰り出すもので、29万1,000円となりました。

以上で、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

令和2年7月28日、29日、午前9時30分から御宿町役場会議室におきまして、貝塚監査委員

とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお詳細につきましては、令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計の監査意見書に詳細を載せてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第10号 令和元年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第10号 令和元年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和元年度御宿町介護保険特別会計決算概要書の14ページをご覧ください。

第7期介護保険事業計画の2年目である令和元年度は、介護予防事業の充実や生活支援体制の事業の拡充を図り、地域の生活支援の担い手の育成を図りました。

介護認定者数は、平成31年度末の556人から34人減の522人になり、被保険者のうち要介護認定者が占める割合は、前年度から0.7ポイント減の14.3%。認定者のサービス利用率は、前年

度から4.9ポイント増の90.2%となりました。

第1号被保険者数は、令和元年度末で3,663人、対前年度比37人の減です。

歳入歳出決算収支でございます。

決算書の25ページをお開きください。

令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億4,538万3,696円、歳出総額10億4,694万2,060円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は9,844万1,636円の黒字決算となりました。なお、令和2年度への繰越し財源はございませんので、実質収支額は形式収支額と同額です。

歳入決算の状況でございます。

決算概要の7ページをご覧ください。

歳入総額は11億4,538万4,000円で、対前年度比3,205万8,000円、2.9%の増です。介護保険料は、低所得者層の増加や令和元年10月の消費税増税に伴い、保険料軽減対象の範囲が第1段階から第3段階まで拡大されたことにより減少したものの、介護給付費の増による国・県支出金、繰入金等の増加が主な要因です。

歳出総額は10億4,694万2,000円で、保険給付費の支出の増加により対前年度比1,854万6,000円、1.8%の増でございます。

次に、歳出決算の主な特徴についてご説明をいたします。

決算概要の10ページをご覧ください。

1款介護保険料は2億3,077万2,000円で、前年度比749万9,000円、3.1%の減でございます。現年度の保険料収納率は99.32%です。低所得者層の増加や令和元年度10月からの消費税増税に伴い、保険料軽減対象の範囲が拡大されたことにより減額となりました。

2款使用料及び手数料は1万8,000円で、介護保険料の督促手数料です。

3款国庫支出金は2億4,782万9,000円で、前年度比727万8,000円、3%の増です。増加の主な要因は、介護給付費の増加に伴う国の法定負担金の増加と、後期高齢者の多い地域に有利となるよう算定が変更された財政調整交付金の増でございます。

4款支払基金交付金は2億5,976万9,000円です。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者の保険料であり、介護給付費等交付金は国庫支出金と同様の要因により、前年度比1.5%増の2億5,473万5,000円。介護予防日常生活支援総合事業に対して交付される地域支援事業支援交付金は、前年度比0.5%減の503万4,000円となりました。

5款県支出金は1億5,773万円で、前年度比0.2%減とほぼ横ばいです。保険給付に対する保

険給付費等負担金は、前年度比0.2%増の1億5,221万7,000円。介護予防事業や包括支援センターの運営に対し交付される地域支援事業交付金は、前年度比0.1%増の551万3,000円でございます。

6款繰入金は、一般会計からの繰入れで1億6,432万5,000円です。前年度比6.8%の増でございます。保険給付費に対する町負担金は5.3%増の1億3,026万7,000円。地域支援事業繰入金は1.5%の減で542万7,000円。低所得者に対する保険料の軽減分や介護認定審査、保険料賦課徴収などの事務費等に係る繰入金は、262.9%増の866万9,000円となりました。

7款繰越金は8,493万円で、前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入は1万円です。認定調査等受託による収入や延滞金保険給付費の返還金です。次に、歳出決算でございます。

決算概要の11ページをご覧ください。

1款総務費は、職員人件費や介護認定業務や資格管理、保険料賦課徴収等の事務費に関するもので、前年度比10.5%減の1,962万5,000円となりました。主な要因は、平成30年度介護保険制度改正システム改修経費の減額や、認定者の減などにより、認定調査に係る事務費が減額となったことによるものです。

2款保険給付費は、居宅サービス、施設サービス、高額介護サービスなどに係る給付金で、居宅系サービス、施設系サービスが増加し、前年度比3.3%増の9億5,359万8,000円となりました。

3款地域支援事業費は、前年度比4.8%減の3,233万8,000円です。介護予防事業の効果により新規の要支援認定者が抑えられていることと、利用者の重度化により支援から介護に移行していることが減額の主な要因です。

4款諸支出金は、前年度比15.9%減の4,138万1,000円です。前年度の保険給付費や地域支援事業費に対する法定負担分の精算であり、国・県支払基金への返還、また一般会計への精算繰出しのほか、第6期計画期間中に借り入れた千葉県介護保険財政安定化基金返還金928万4,000円の支出、過年度の介護保険料の還付を行いました。

以上、令和元年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいております事項について、十分、分析・検討を行い、今後の財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君）　ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和元年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

令和2年7月28日及び29日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により監査いたしました決算報告書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお詳細につきましては、令和元年度の御宿町介護保険特別会計決算審査意見書により報告させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日、18日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時33分）